

業のところへ退官の後には必ず入る。入れことがすべてなれ合いのことになつてしまつというような結果が招きまつたのでないか、こう思うのです。こうしたことでは公平適切な特に今日社会保障などいろいろな法律まで作つて、国民に保護を加えておる時代に、こうした中小企業に対する面なども、もっと積極的にお考えになる必要があるのではないか。

一例でございますが、大企業の株式なんかの表をとつてみますと、これも一つの例でございますが、舗装工事を

国内における舗装では、みずから最高権威者といふ日本舗道などといふのは、どこへいっても伸びておる。その

日本舗道の株式は、現在でも株式の相場が、五十円の株が五百六十九円もす

るというような優秀なものです。これらが持つております舗装では、一番必

要なものとして、フィニッシャーだと

か、ローラーとか、プランクトとかい

うようなものがそろえれば、パテントを持つておるもの以外の場合には、大

体今日の日本の国内におけるところの舗装技術を持つておれば、ほとんど施

工することができる。そういう店舗は、た

とえば五千万とか一億とかいうよ

うな仕事は、何も五千万、一億の仕

事の量にならなくて、それを二つか三つかに切り分けていきさえすれば、

一千萬とか一千五百万とか、二千万と

かいう程度にやるのでありますから、

地方業者でいくらでも施工ができるは

ずであります。それを、ことさらにそ

ういう大企業がとるような仕事だけは

必要があるのであるのではないか。

区切らないで、大きくて入札に付す

る。お前のところは設備がないのだから

設備をして、フィニッシャーを買えとか、ローラーを買えとかいうようなこ

とを要求されて、それだけの機械を整

えてくると、お前のところは能力の点

において力がないというので、七、八百

万程度の仕事をおさらばさせられると思

い。いいところは大企業がその上位をは

ねてしまふといふような状態であつて

は、いつまでたつても国内の中小企業

者が成長することはないと私は思う。

だから、こういう問題については、

もつと政府自身が中小企業を育成し

て、真剣にこれを育てていくのだとい

うお考えをお持ちであるかどうか。そ

のをお考えをお持ちであるとなれば、具

体的にどういうような方法を今後考え

ていくのかといふような問題について

大臣の御所見を伺いたい。

○村上國務大臣 請負業者の登録要件

の改正につきましては、非常にめんど

うなので、今、中央建設業審議会で検討いたしております。従つて、今ここ

で私どもがこうあるべきだといふよう

なことをはつきり申し上げても、これ

は中小企業のためになるだろうと思つ

て私がお考えとしても、あるいは中小企

業のあらゆる角度から検討すると、た

めにならぬのじゃないかといふ場合も

強化するといふようなことは、政府と

しては考えていないのですけれども、

しかし從来の伝統ということだけでは

改訂につきましては、目下中央建設業

審議会で慎重に検討いたしております

ので、いざれこの結論が出ましたなら

ば、ただいまの第五条の改訂等も行な

われるものと私は見ております。

○砂原委員 もう一つは直営工事の問

題であります。直営工事に対しまして

は、かつて昭和三十三年十二月二十二

日に、「直営、請負より非能率」という

合していく。これならまかしても安心

だといふような度合が、非常に大企業の方が安定感があるので、自然にそ

の方面に指名が多くなつておると思ひます。しかし、ただいま御指摘になり

ましたように、それが七割は大企業で三割が中小企業だといふ比率は

今日では相当改善されまして、大体

フィフティ・フィフティになつている

ということになります。ただいまの御

意見の中になりましたが、たとえば大

企業の出張所あるいは支店等を各地方

に出すことはどうか、そうして五億と

か十億以上の仕事をならともかくも、あまり小さな中小企業でやれる仕事にま

で大企業が入つてくるといふことはどう

でもやはり針を売つてゐるんだ、高級

品ばかりは売つていらないといふような

ことから、どうしてもいろんな仕事に

関連を持つておりますので、今直ちに

これを御指摘になつたような方向に

持つていいけるかどうかということにつ

いては、大へん困難があるうううと思つ

ています。従いまして、登録要件の

改正につきましては、目下中央建設業

審議会で慎重に検討いたしております

ので、いざれこの結論が出ましたなら

ば、ただいまの第五条の改訂等も行な

われるものと私は見ております。

○砂原委員 もう一つは直営工事の問

題であります。直営工事に対しまして

は、かつて昭和三十三年十二月二十二

日に、「直営、請負より非能率」という

が、朝日新聞に載つておつたのです

が、「行政管理庁、道路工事改善で勧告」というのが出ておるようですが、

ます。直営工事をやりになることは、

けつこうでございますが、先ほどから

おもにやるといふと、一般的の業者自

身も、仕事の量からいいますと、中少

させられたが、実際の施工のときには、

いいところは大企業がその上位をは

ねてしまふといふような状態であつて

は、いつまでたつても国内の中小企業

者が成長することはないと私は思う。

だから、こういう問題については、

もつと政府自身が中小企業を育成し

て、真剣にこれを育てていくのだとい

うお考えをお持ちであるかどうか。そ

のをお考えをお持ちであるとなれば、具

体的にどういうような方法を今後考え

ていくのかといふような問題について

大臣の御所見を伺いたい。

○村上國務大臣 中小といい、あるい

うお考えをしておられる限り、業者に施工せしめるということは、

私も同意であります。と申しますのは、

は、結局経済企画庁あるいは行政管理

府等の意見を待たなくて、これは私

ども常識からいっても、とにかく直営

工事といふものは非常に不経済である

ということは、はつきり言えると思う

ことから、どうしていろいろな仕事に

関連を持つておりますので、今直ちに

これを御指摘になつたような方向に

持つていいけるかどうかということにつ

いては、大へん困難があるうううと思つ

ています。従いまして、登録要件の

改正につきましては、目下中央建設業

審議会で慎重に検討いたしております

ので、いざれこの結論が出ましたなら

ば、ただいまの第五条の改訂等も行な

われるものと私は見ております。

○砂原委員 もう一つは直営工事の問

題であります。直営工事に対しまして

は、かつて昭和三十三年十二月二十二

日に、「直営、請負より非能率」という

が、朝日新聞に載つておつたのです

が、「行政管理庁、道路工事改善で勧告」というのが出ておるようですが、

ます。直営工事をやりになることは、

けつこうでございますが、先ほどから

おもにやるといふと、一般的の業者自

身も、仕事の量からいいますと、中少

させられたが、実際の施工のときには、

いいところは大企業がその上位をは

ねてしまふといふような状態であつて

は、いつまでたつても国内の中小企業

者が成長することはないと私は思う。

だから、こういう問題については、

もつと政府自身が中小企業を育成し

て、真剣にこれを育てていくのだとい

うお考えをお持ちであるかどうか。そ

のをお考えをお持ちであるとなれば、具

体的にどういうような方法を今後考え

ていくのかといふような問題について

大臣の御所見を伺いたい。

○村上國務大臣 中小といい、あるい

うお考えをしておられる限り、業者に施工せしめる

こと、はつきり言えると思う

ことから、どうしていろいろな仕事に

関連を持つておりますので、今直ちに

これを御指摘になつたような方向に

持つていいけるかどうかということにつ

いては、大へん困難があるうううと思つ

ています。従いまして、登録要件の

改正につきましては、目下中央建設業

審議会で慎重に検討いたしております

ので、いざれこの結論が出ましたなら

ば、ただいまの第五条の改訂等も行な

われるものと私は見ております。

○砂原委員 もう一つは直営工事の問

題であります。直営工事に対しまして

は、かつて昭和三十三年十二月二十二

日に、「直営、請負より非能率」という

が、朝日新聞に載つておつたのです

が、「行政管理庁、道路工事改善で勧告」というのが出ておるようですが、

ます。直営工事をやりになることは、

けつこうでございますが、先ほどから

おもにやるといふと、一般的の業者自

身も、仕事の量からいいますと、中少

させられたが、実際の施工のときには、

いいところは大企業がその上位をは

ねてしまふといふような状態であつて

は、いつまでたつても国内の中小企業

者が成長することはないと私は思う。

だから、こういう問題については、

もつと政府自身が中小企業を育成し

て、真剣にこれを育てていくのだとい

うお考えをお持ちであるかどうか。そ

のをお考えをお持ちであるとなれば、具

体的にどういうような方法を今後考え

ていくのかといふような問題について

大臣の御所見を伺いたい。

○村上國務大臣 中小といい、あるい

うお考えをしておられる限り、業者に施工せしめる

こと、はつきり言えると思う

ことから、どうしていろいろな仕事に

関連を持つておりますので、今直ちに

これを御指摘になつたような方向に

持つていいけるかどうかということにつ

いては、大へん困難があるうううと思つ

ています。従いまして、登録要件の

改正につきましては、目下中央建設業

審議会で慎重に検討いたしております

ので、いざれこの結論が出ましたなら

ば、ただいまの第五条の改訂等も行な

われるものと私は見ております。

○砂原委員 もう一つは直営工事の問

題であります。直営工事に対しまして

は、かつて昭和三十三年十二月二十二

日に、「直営、請負より非能率」という

が、朝日新聞に載つておつたのです

が、「行政管理庁、道路工事改善で勧告」というのが出ておるようですが、

ます。直営工事をやりになることは、

けつこうでございますが、先ほどから

おもにやるといふと、一般的の業者自

身も、仕事の量からいいますと、中少

させられたが、実際の施工のときには、

いいところは大企業がその上位をは

ねてしまふといふような状態であつて

は、いつまでたつても国内の中小企業

者が成長することはないと私は思う。

だから、こういう問題については、

もつと政府自身が中小企業を育成し

て、真剣にこれを育てていくのだとい

うお考えをお持ちであるかどうか。そ

のをお考えをお持ちであるとなれば、具

体的にどういうような方法を今後考え

ていくのかといふような問題について

大臣の御所見を伺いたい。

○村上國務大臣 中小といい、あるい

うお考えをしておられる限り、業者に施工せしめる

こと、はつきり言えると思う

ことから、どうしていろいろな仕事に

関連を持つておりますので、今直ちに

これを御指摘になつたような方向に

持つていいけるかどうかということにつ

いては、大へん困難があるうううと思つ

ています。従いまして、登録要件の

改正につきましては、目下中央建設業

審議会で慎重に検討いたしております

ので、いざれこの結論が出ましたなら

ば、ただいまの第五条の改訂等も行な

われるものと私は見ております。

○砂原委員 もう一つは直営工事の問

題であります。直営工事に対しまして

は、かつて昭和三十三年十二月二十二

日に、「直営、請負より非能率」という

が、朝日新聞に載つておつたのです

が、「行政管理庁、道路工事改善で勧告」というのが出ておるようですが、

も五百億の一般会計からの支出はするというお考えであつたようにならぬが、私たちには記憶しております。それが当初百四億程度の予算を一般会計からお出しになつておつたのが、いつの間にか補正予算の方では八十八億に減額されてしまう。それでガソリン税が九百六十億余にも膨張をするという見通しがつくと、三十五年度の予算に対しては二十四億程度しか一般会計からの支出をしておられない。まだそのおまけに、ガソリン税の収入から道路公園とかその他の出資を六十億も支出さしておる。こういうことは私は少なくとも大蔵省はわざわざから見るとインチキ予算の編成だ、けしからぬことだとと思うのであります。なぜもと一般会計からこれを出して、目的税たるガソリン税といふものを有効適切に使わせないのか。こういう点については、少なくとも本年はずいぶん村上建設大臣も御努力になつておるようだありますし、また委員の各位も非常に努力をせられて、一応来年度の分はおさまりがついたのでしようが、少なくとも三十六年度からは、一般会計から百億程度の金は当然出して、目的税たるガソリン税をほんとうに生かしてもらいたい。こういうような方法が、私はとつていていただきたいと思うのであります。

でなんに問題があるか、その點からお考えになりましたときには、最も適切な支出をしたのだとおっしゃられるだらうと思いますが、われわれ納得のいくものではないのであります。目的税は目的税たるの意義ある使途をお定め願いたいと思う。特に建設大臣には、本年度までの五ヵ年計画を一応本年度で打ち切つて、明年度からはさらに五ヵ年計画の一兆円道路計画、二兆円道路計画といふような大規模な計画を立て、ガソリン税の目的税の伸びとくらみ合わせて、この道路政策をお立てになる御意思はないかどうか、この点をお尋ねいたしたい。

○村上国務大臣 お答えいたします。

道路の五ヵ年計画は、すでに三十五年度で第三年目に当たりますが、ただいま御指摘のように、オリンピックとか、あるいはまた最近の道路交通の輸送等にかんがみまして、私どもとしては大体今年あたりこの五ヵ年計画の規模を相当拡大する必要があろうと思っております。そのことにつきましては目下検討いたしておりますが、関係各方面と協議の上、何とかこの五ヵ年計画の規模の拡大をはかりたいと思つておる次第であります。

それから、一般会計においての今年の二十数億につきましては、いろいろ御意見があることと思います。これは大蔵省の方で答えられるのが適當かと思ひますが、実は先般分科会で山中委員にお答えいたしたのであります。が、私どもとしても、どうしても各公団に出資をする金は一般会計で支出してほしいということを強く要望いたしましたのであります。しかし何と申しま

しても、今年は大台風の復旧事業費等が非常にかかります。大蔵当局としても非常に財政支出に困難を来たしておつたような次第であります。五年間を通じますれば必ずこの点については当初の計画通りにいたしたいから、今は、決してこれを例にするわけではないが、一つこれで何とかまかなってほしいといふよりも、御意見が当委員会等においても出ることを私どもかねがね非常に心配いたしました。この点に關しましては、そういう御指摘になりましたよな、公团出資金を一般会計でまかなうことができないという点については、これは今後われわれは三十五年度を例としないといふことを大蔵当局にも話しておりますので、次年度からはまた十分に考えて参りたいと思っております。

○奥村(又)政府委員 特にお名をさしてありますので、私からもお答えを申し上げます。大体三点のお尋ねかと存じます。

まず第一点は、道路五カ年計画との際改訂してもつと規模を大きくすべきではないかといふお尋ねでござります。ただいま村上建設大臣からお答えになりましたように、建設大臣としていろいろ検討中の模様であります。

大蔵省いたしましては、現在の五カ年計画は、御承知の通り昭和三十三年度から始まりまして昭和三十七年度まで一兆円ということでやつて参りましたので、この一兆円の五カ年計画にしても、この計画策定のときは、いわゆる新長期経済計画において、初め大体額六千六百億から九千五百億くらい

な線を出しておつたのを、思い切って一兆円と踏み切ったので、来年の三十九年、再来年の三十七年のこの二ヵ年間をもつて一兆円の計画をりっぱに達成して、次にまた新たに大きな計画に発足したい、かように考えておるのであります。これは財源関係もいろいろあります。また一方に、いわゆる所得倍増計画もだんだん具体化する機運でありますからお話をのように、非常な交通の錯綜から、これではいけないという声もあります。また一方で、いわゆる所得倍増計画もだんだん具体化する機運でありますから、そういうことが具体化していくにつれて、道路の方も新しい角度でまた取り上げるということに相なりますから、また改訂することもあり得る。かように考えますので、私の立場とすれば、この計画の問題についてはこれ以上はちょっとお答えいたしかねる、こういうことで御了承願いたいと思います。

次いで、一般会計からの繰り入れが特にことしはわずか二千五億円である、少な過ぎるといふおしかりでございます。これも今、建設大臣が御答弁の通り、一応建設大臣にも御了承いただいて、これはことしだけで、これを将来の例とはしない。財源の余裕があれば将来はまた考え直すということで、昨年は御承知の経済基盤強化基金から百億円といふものを一気に繰り入れましたので、やりやすかつたのでありますけれども、ことしはそういう金もない。こういうことでござります。

そこで、これに関連して、今の御質問は、一体ガソリン税の収入をいろいろなところへ出しておるし、また出しきらぬ。市町村道路にも、また林道なども充當させるべきじゃないか。一

方において、それに出ておらずに有料道路などに出しておる。これはそんなところへ出すべきじやない。こういうような御意見のように承ったのであります。決して私は議論を申し上げるつもりではございませんが、しかしこれは大事なことですから、大蔵省としての考え方を一つのみ込んでいただきたいと思いますのは、市町村道路の整備ということについては、申すまでもなく地方財政法に基づいて市町村の責任である。しかし、これに対する対しては、特に財政の苦しい市町村に対しても、いわゆる交付税でもって、こういった道路の整備費も交付税で総額で渡していく。こういうことでやつておりますので、そこへガソリン税も持つていくと、いうことになりますと、交付税とのにらみ合わせということが非常にややこしいことになる。地方団体の財源調整という問題にもからんでくるので、こういうことはなるべく避けまして、一方において有料道路にガソリン税の収入を充てるのはどうかということをございますが、これも政府から出しておくならば、これは無利子でありますから、有料道路会計全体としては資金コストも安くなる。そしてまたそれが回収されるならば、また新しい有料道路に支出していくということでガソリン税収入の使用の目的にかなう。これは道路整備特別措置法にも規定してあることでございます。もととこれの収入を見ていくたいというふうに思つております。これは御承知の通り、私、政務次官になる前にも、大蔵委員会でガソリン税の税率という問題についてずいぶん苦心しております。幸い当委員会においては御協力をいただいて、

現在は四千四百円ということでありましたので、どうにか政府の計画より上回った収入を示しております。これは全部ここへ充てていく。こういうことでありますから、大蔵省の苦衷のはどもお察しいただきまして、できるだけ御趣旨に沿うよろしく今後やつて参りた

支出に対し、もつと責任のある方法をとつて、道路網の完成を期していただきたいということを希望いたしておきます。

公共事業の用地取得につきまして、現在の土地収用法では、どうもいささか物足りない点があるうと思います。従いまして、この三十五年度予算の中に計上しておりまするいわゆる公共用地取得制度調査議会といふものを設けまして、これによつて十分御審議を願つ

○山本(三)政府委員 お答えいたしま
事前に地域住民の理解を得るための努力あるいは調査、それらの点について、どのような措置をとつてこられたのか。この点について見解を承りたいと思います。

現在は四千四百田といふことであります。どうにか政府の計画より上回った収入を示しておきます。これは全部ここへ充てていく。これらのことありますから、大蔵省の苦衷のはどもお察しいただきまして、できるだけ御趣旨に沿うように今後やって参りたいと存する次第であります。

○砂原委員 もう一つ、希望だけでございます。なるほど市町村に対する交付金によつて考えてあるということですが、これがまことに、実際を言いましたらあるいはなんです。この面は、私たちが地方議会にありますときなどでも、内容を調べてみますと、とにかくにも、交付金といふものはなかなかわからぬのです。いろいろなものを取りませてありますし、やはり適切なつまり金のよくな格好になつておるので、そういう意味で、こうした地方道などは当然自分の力においてまかないをつけなければならぬのであるけれども、地方財政といふものは困窮しておる。しかし、実際にはガソリン税を払つておる車が一番そうした道路をいためておる。いわゆる破損をせしめるような交通量はそういうところに多い。だから、それが一般国道だけにつき込まれるような結果になることはおもしろくないというふうに考えておるわけです。時間がないようでから、私は一応この程度で打ち切りますが、ただ、ガソリン税を払うものは二重の負担をしておるのではない。いわゆる有料道路の使用料も払はなければならぬ。この点をお考えいただいて、明年度からの一般会計からの

支出に対し、もつと責任のある方法をとつて、道路網の完成を期していただきたいということを希望いたしておきます。

公共事業の用地取得につきまして、現在の土地収用法では、どうもいささか物足りない点があろうと思います。従いまして、この三十五年度予算の中に計上しておりますいわゆる公共用地取得制度調査議会といふものを設けまして、これによつて十分御審議を願つ

○山本(三)政府委員 お答えいたしま
事前に地域住民の理解を得るための努力あるいは調査、それらの点について、どのような措置をとつてこられたのか。この点について見解を承りたいと思います。

支出に対し、もつと責任のある方法をとつて、道路網の完成を期していたが、奥村政務次官は地方行政委員会で、もうとぎれてしまつておるらしいのですが、もしほかの御質疑があれば、続けてやつていただいてけつこうであります。

○砂原委員 砂原君に申し上げます
大臣にお伺いをいたします。
高速道路その他の道路の事業を完遂していきます上において、現在の土地収用法では遅々として事業は進まない。このままでおやりになつたのでは、やはり同じ結果を繰り返すことになるのではないか。予算は確保しておりながらも、事業は進展しないというのが事実であります。この土地収用法を、もつと公益優先の意味から強化して、これを大幅改正するといふような御意思があるかどうか。また、この大幅改正を今議会においておやりになるかどうか。これは先ほどから申しますように、オリンピックの問題等もからみまして、こういう状態でおやりになつておつたのでは、おそらくそのとき間に合わぬのじやないか。このまでは、どうしても間に合わぬのじやないか。だから、公益優先の意味から、この土地収用法を強化するといふ改正を提案せられるかどうか。この点をお尋ねいたしたいと思います。

○村上国務大臣 公共事業の用地取得につきましては、御指摘の通り非常に困難な個所もある次第であります。私どもは今後の道路、河川、あらゆる

公共事業の用地取得につきまして、現在の土地収用法では、どうもいささか物足りない点があろうと思います。従いまして、この三十五年度予算の中に計上しておりますいわゆる公共用地取得制度調査議会といふものを設けまして、これによつて十分御審議を願つ

○山本(三)政府委員 お答えいたしま
事前に地域住民の理解を得るための努力あるいは調査、それらの点について、どのような措置をとつてこられたのか。この点について見解を承りたいと思います。

公共事業の用地取得につきまして、現在の土地取用法では、どうもいささか物足りない点があるうと思います。従いまして、この三十五年度予算の中に計上しておりますいわゆる公共用地取得制度調査審議会といふものを設けて、これによつて十分御審議を願つて、これが立法化の方向をとりたいと思つております。ただ、予算の審議とそれから今国会の会期といふものから、はたしてこの国会中にその法案が制定できるかどうかということについては、まだいまのこと、まだはつきりお答えできませんが、ともかくもできる限り急いで、この陸路打開のための法案を提出いたしたい、かように思つておる次第であります。

○山本(三)政府委員 お答えいたしま
事前に地域住民の理解を得るための努力あるいは調査、それらの点について、どのような措置をとつてこられたのか。この点について見解を承りたいと思います。

○児玉委員 そういうきわめて条件の悪い困難な地域に、無理にこのダムの設定をしなくとも、ほかの地域に変更するとか、そういうことはできないのかどうか。それから、聞くところによりますと、もう一つの支流であります玖珠川でござりますが、この方がはるかに水量も多い。そういう点から、このダムの目的が、いわゆる筑後川の流量の調節ということによって下流地域の水害を防ぐというのが目的だとするならば、むしろ水量の多い玖珠川の方がより効果的ではないか、こういろいろなことを言えるわけですが、聞くところによると、それが何らかの形によって、今のところに変更になった。このようになつたことは、やはりそういう科学的な根拠に基づいてなされたのかどうか。その点について見解をお聞きしたい、と思います。

いまして、当初におきましてはそいでの両川にわたりましてダムの候補地點を物色いたしました。それは二十九年、當時から本式にそいでの調査を進めまして、当初におきましては、十数カ地点の候補地點がございましたが、それがだんだん地形、地質等の条件に縛られまして、六カ所に減り、それがさらに三カ地点にしほらされ、しかも調査の進むに従いまして、地質等の条件から、高いダムを作るとの方がさらに下流に危険を及ぼすという心配がありますものですから、慎重に地質等の点を研究いたしまして、最後にやむを得ずこの松原、下笠といふ地点によるよりほかないという結論に到達したわけでござります。この二カ所のダムによりまして、筑後川の洪水八千五百立方メートルのうち二千五百立方メートルを調節いたしまして、下流の流量を六千立方メートルに調節いたしまして、この流量を河川の改修によりまして安全に海に流下させよう。こうしたことにして計画をいたしておる次第でございまして、そのほかの地點ももちろん十分に調べたわけござりますが、やむを得ざる事情によりましてこの二カ地点によるよりほかないということに決定いたした次第でござります。

が、あの地域におきましては御承知の如く、非常に悪いといふ点と、さらに補償物件に対する多額にわたりまして、御承知の如く、やはりござりますけれども、地質が非常に悪いといふ点と、さらには治水対策という立場から考えるならば、今九州開発の一環として問題になつておるところの筑後川水系を利用す。す。

○児玉委員 今度のその二つのダムの設定によつて、約二千五百立方メートルの流量調節ということを言われましたが、私の今までいろいろ資料を見たところでは、今度の治水十カ年計画の中において、木曾川だとあるいは筑後川、利根川等の河川改修が大幅に取り上げられておるわけです。その場合の流量については、毎秒大体一萬二千立方メートルまでは耐え得る、こういうふうな計画のもとになされておることが資料に出でております。今までの最大の量といふのは、一万七千立方メートルの流量になるということで、当初の五ヵ年計画でも十分な設備はできないといふよう見地から考えますと、今、局長の言われました下筌と松原ダムの二つが完成しましても、やはり今後何年か先に起こり得る豪雨に対しても、ほとんどその効果が期待できません。なぜではないか、こういうふうに私は考へるわけです。ですから、ほんとうに治水対策という立場から考へるならば、今九州開発の一環として問題になつておるところの筑後川水系を利用す。

して、北九州方面の工業用水対策となり、もう少し大規模な立場からの治水計画といらものを再検討すべきではないか、私はこのように考えるわけですが、ですから、将来にわたる十カ年計画を通じての中から、こういう問題の起きている地域を避けて、もう少し大規模な形における計画というものを考える必要があるのではないか。このように私は考えるわけですが、これに対する御見解を伺いたい。

○山本（三）政府委員 ただいまのお話でございますが、われわれが計画しておる対象の洪水量といいますのは、明治以来のいろいろの統計によつて調べておるわけでございます。筑後川においては、明治時代にそれに匹敵するような洪水が一へんございましたが、これが以上の洪水が絶対にないということでは、天然現象でございますので、われとしても確言はできないわけでございますが、昭和二十八年にあればけの大災害を受けた大洪水でござりますので、その洪水に安全であるようた程度の河川の治水対策を立てるということを目指にしたわけでございます。このダムが完成いたしますれば、二千五百立方メートルの調節ができるわけでございますので、下流部分の改修工程は、主として現在できておる堤防を補強いたしますすれば、安全に流下できるというふうなことに相なつておるわけでございます。

それから、利水対策の問題でござりますが、もちろんこれらのダムを作ることに際しましては、それらの点を十分勘案いたしまして、計画を立案するわけですが、ございますが、これ以上ダムを作りまして、貯水量をよけいに得られる

す。また同時に、地理的な条件その他についても考へられれば、ここは、しゃにむにやらなくちやいけないといふ性格のものでもなかろうと思います。そういうふうな広範な立場から、大臣がこの問題に対処していただきたい。こういうことを考へておるわけですが、大臣の見解を一つ承りたい。

○村上國務大臣 個人の所有権に対し

て、たといそれが公のためであったとしても、これを問答無用で押しつけて

いくよなことは、私どもとしては断じてとつてはならないと思うので、こ

れはただいま児玉委員の御意見と同じであります。この下筌ダムの地点は、

今、河川局長から、るる御説明のありま

したように、この地点にかわるべき地點がありますならば、われわれとし

ては、どういう措置でもいたしたいと

思います。しかし、どうしてもこの地

点でなければ、ダム・サイトとして適

当なものがないということになります

と、少數の方にはまことにお気の毒で

ありますけれども、離れて一つ御納得

いただかなければならぬと思いま

す。警察権を、乱用ではないでしょ

うが、使って、そして有無を言わざず実

測にかかるということについても、私

ども、こういうことを当初から考えて

やろうという気持は、前もなければ、

今日でもない次第であります。ただ、

この点に関しましては、警察側で、現

地の人たちの心構えと申します

が、反対の熱度が非常に高まっています。そこで、建設省の係官が測量に入ろ

るときには、相当な危険があるのじゃ

ないかということを考へておられるよう

であります。これも私はできるだ

け避けたい、かのように思つておりま

す。ただ、先祖の墳墓の地を水没させ

たり、あるいはまた公共の用に供する

ことは、實に忍びがたきものがあると

思ひます。しかし、そうだからといつ

て、それでは何も手をつけないで、建設

省がじんぜん日を送るということも

できぬ。と申しますことは、下流の

数十万人の生命、財産といふことを

考へますと、これらの人たちに何ら被

害を及ぼさないという保証があります

ならば、たとい一個人のものであろう

とも、これをお願ひはしないつもりで

ます。けれども、下流の数十万の生命、

財産が危険にさらされておるという現

状にかんがみて、どうしても御納得を

していただきたいのであります。反対

家で、教養もあり、非常な資産も持つ

ておられる方で、決してわからぬ方で

はないと思っております。従つて、今

は、これは忍び得ないものがあること

もよくわかります。しかしながらそ

れが何十万人のためになるのだとい

うことになれば、またもつて、そこに

は十分な御理解ができるのじやない

か。こういうことを私は考へております。幸い社会党の方々が、このお忙

しいときにはせつからく調査団を派遣され

て、そして非常に縝密に御調査を願つ

たということを承りまして、私は非常

に感謝いたしておるところであります

す。決して手荒なことをいたす考へは

ありませんけれども、室原さんです

か、当事者が、だれが行つてもほとん

ど会つてくれない。建設省の者が何べ

ん参りましても、もちろん会つてくれ

ない。私は熊本県知事にもお願ひし

て、寺本知事も参りましたが、お会い

できなかつた。あらゆる人が入れかわ

ります。この問題で参りまして

り立ちかわりこの問題で参りまして

も、この問題でお伺いした人は、たと

いその方が非常に仲のいい代議士さん

であつても会つてくれないというよう

なことを聞き及んで、内心まことにど

うも遺憾に思つておる次第であります

。これと申しますのも、何か——初

回せつからく社会党の方々も御調査願つ

ておるので、皆さん方からも何らかの

御意見を承つた上で適当な処置をいた

したいと思っております。

ただ、建設省としては、玖珠川の話

も出ましたが、玖珠川にいたしまして

も、その他の地点にいたしましても、

あの地点を除いて他に適当な候補地が

ないということになりますれば、私どもはここで断念するということは、こ

れは下流数十万の人たちのことを考え

ますれば、どうしてもできないのであ

りますから、御了承の上、何とか御協

力をむしろ私の方からお願ひ申し上げ

たいと思います。

そこで、今大臣が御説明になつたの

ですが、最初は大山川と玖珠川が合流

する久世畑に一ヵ所やれば二千五百立

方メートルのものができるということ

で、ほとんどその計画を立てて、地質

の調査をしたら、地質の関係でダム・

サイトが高くできない。

しかし、これは全然高くできないといふんじやなく

て、金をかければできるということな

んです。現在松原・下筌の計画は百十

八億の計画だそうですが、大体

その倍もかければ久世畑一ヵ所で済

む。結局経費の問題なわけです。

もう一つは、水没家屋が片方の久世

畑の方は五百戸余り。だから百五、六十戸少な

い。大きい理由はこの二つで、久世畑

は、建設省の方が非常に強引で、裁判

所には二月四日に妨害排除の仮処分の

申請をしておる。そしてその仮処分

の決定を持つて、反対する者を公務執

行妨害で引つくる。さらに強制測量

並びに強制試掘、試錐を強行する。こ

れには強力な反対があるから警察権を

頼まなければならないということで、

岡の三警察関係でなされ、小国にその

警備の前線本部を置き、警官三百人を

動員して強引にこれをやるというよう

な状態になりまして、現地に参ります

と、なかなか深刻な、單にダム反対で

なくて、社会問題になつておる。こう

氣流その他の関係で大山川の方が多

かった。一般としては玖珠川の方が多

い。それをどうして玖珠川の方は全部

はずして、大山川の方に持つていつた

か、久世畑と松原・下筌の関係です

ね。われわれは両方から説明を聞いた

ので、しろうとなりに判断しますと、

久世畑か両ダムかといふ関係にあ

ります。二、三建設省の御意見も聞

き、反対のところへも、幸い例の蜂の

巣のとりでの中にも初めて入りまし

て、報道機関の方も了解を得て一緒に

会つてきたわけであります。

そこで、今大臣が御説明になつたの

ですが、最初は大山川と玖珠川が合流

する久世畑に一ヵ所やれば二千五百立

方メートルのものができるということ

で、ほとんどの計画を立てて、地質

の調査をしたら、地質の関係でダム・

サイトが高くできない。

しかし、これは大山川の方に持つていつた

の他いろいろありますが、大きい点

は、久世畑か両ダムかといふ関係にあ

るわけですが、それを変更された

理由について、ただ地質の関係だ、地

質の関係は費用の関係だけだ。こうい

うことがあります。そつちの方から意見が出

て大山川の方に持つていつたとか、そ

の他いろいろありますが、大きい点

は、久世畑か両ダムかといふ関係にあ

るわけですが、それを変更された

理由について、ただ地質の関係だ、地

質の関係は費用の関係だけだ。こうい

うことになるわけですから、こうい

うに最後にしわ寄せされた点につい

て、建設省側の九地建の説明において

も、その科学的根拠とか、ぜひとも

こつちにしなければならぬ、片一方は

どうしても工合が悪いのだということだ

けであつて、その工合が悪くなつた根

拠が不明確なんです。ですから、その

点を一つ最初に承りたいと思います。

○山本(二)政府委員 その点につきま

しては、先生、現地においてなりま

したので、地方建設局からいろいろと

御説明をいただいたと思いますが、今

おっしゃいましたように、久世煙ダム
というのはなるほど候補地点でござい
まして、これは先生は今玖珠川と大山
川の合流と申されましたけれども、こ
れもやはり大山川でございまして、合
流点より川目になつて、いる地点でござ
います。当初はこの地点は、一ヵ所ダム
を作りますと相当の洪水の調節量が
ござりますので、地形上は貯水池の状
況からいいますと非常によろしいとい
う見当をつけまして調査をいたしましたわ
けでございます。今ここに詳しい資料
は持つてきておりませんけれども、こ
の地点はやはり噴火によりまして堆積
をいたしました地帶でございまして、
地質的に見ますと、断層がござります
し、中に二メートル以上の非常に弱い
層をかんでおるというところでございま
して、一ヵ所の地点にダムを作ります
ためには相当の高さを必要とするわけ
であります。しかし、その高さに応じて十分
の安全性を持つのにはなかなか費用も
かかる。これは金をかけて、相当機械
等をやりますればできないわけではござ
いませんが、それらの点につきまし
ていろいろ検討をいたしたわけでござ
います。一応の手当をいたすといたし
ましたのも、やはり一ヵ所のダムで百五
十億以上の金がかかる。補償物件につ
きまして、ただいまお話をありまし
たように、相當多い補償もかかるとい
うことございまして、そういう状況
になりましたために、さらに下流より
も条件は悪いわけであります。上流
地点をいろいろ探しました。その結果
はり噴出の岩でございまして、何と申
しましても堆積岩よりもしつかりして

おるわけでありまして、この点ならば多少の手当をいたしますならば、現在までの経験上、現在考へておるくらいの高さのダムならば安心して作れるといふことの見当がついたわけござります。その結果、今まで久世畑を作るということを進めておつたわけでござりますが、やむを得ず上流地点に変更をいたしたわけでございます。それら二つのダムを合わせますると百十億余りでできる。従いまして、工事費の概算におきましても四十億程度の違がある。それから、戸数においても少なくて済む。また構造上からいいましても、下流はそれだけの金をかけましてもやはり非常に心配だという点を総合判断いたしまして、やむを得ず上流地点の二カ地点に変更いたしまして、現在まで進めて参つたのが実情でござります。

それから、玖珠川につきましても、先ほど御説明いたしましたように、二十八年度大洪水のあとに十数カ地点を、大山川、玖珠川地点をあわせて調査いたしたわけであります。玖珠川の方におきましては地形上十分な貯水量を得られる地点がないということ、それから地質の点におきましても今申し上げた松原・下笠に匹敵するようないい地点が得られないという点、さらには鉄道等も相当長距離にわたつてつけかえ等をやらなければならない。非常に金もかかるというような点を総勘案いたしまして、やむを得ず玖珠川地点はあきらめざるを得なかつたといふのが実情でございます。

○坂本委員 あきらめざるを得なかつたことについて、ただ九地建の方も今おつしやつたような説明だけなんですが

す。ですから、そういう地質とかある
いはいろいろの点を科学的に調査した
かどうか。どうもわれわれが説明を開
くと、数カ所をあげてこれこれはい
ないからここにしろ、結局は久世畑にき
めて、久世畑が費用の関係でいけなく
なったから松原・下笠に変更したとい
うようなことで、何ら科学的その他雄
威ある調査の結果そくなつたかどうか
といふことがわからぬのですから、
反対する人としては、何も根拠がない
のに官僚の方でここにしようときめたか
ら、すぐにそれを強行するという点が
反対の大きな理由だと思うわけです。
今度松原・下笠にせざるを得なかつた
ということですが、その地点も今初め
てボーリングを入れて横穴を掘つて試
験をするというのだから、ここがいい
ときめたのは何できめたのか。いろいろ
政治的にやられたのではないだろ
かといふ疑惑がそこに深まつてきて、
反対が出てきたわけです。落とされた
場所が十六、七カ所あるようですが、
どういうふうにして落としたかといふ
理由がはつきりしないから、それが反
対の大きな理由になつておると思うの
ですが、それをお聞きしたい。

○坂本委員 あとでまた質問しますが、建設省が、説明します、どうしますと言われたのは、ごく最近のことです。ありますて、すでに松原・下笠の予備調査というものは、大体三十二年の八月にきまつておるようですね。その当時、こういうふうにして実地調査した結果、松原・下笠二ヵ所が一番適地であるし、やむを得ないといふ説明があればよかつたんですが、昨年の五月、反対するならば土地収用法で強制測量をするんだといって、強引にこんな大きな杉の木をたくさん切り倒す、それから相当りっぱな雑木山を全部切り倒した。だから建設省というのは法を無視し、法によらなくても強引にやってしまって、山間僻地の農民は泣き寝入りになつてゐる。こういうことで、強引なダム建設で犠牲になつた人は、一時は補償金をたくさんもらつても、今はみじめな生活をしている。移転をしても、その移転先はやはりまづいからで、開拓その他もほとんどために、切れども向こうが受け付けないと云々が、もうこうやるのだときめてしまつて、そして杉その他の大木を強引に切り倒したあとで話し合いをしようなども、十分納得のいたくよろしくなれば、十分納得のいたくよろしくなる。その点につきましてお聞きいただけでございます。

から、そこに大きい反対の理由があるわけなのです。それで、説明を聞いておられる方の責任はやはり建設省側にあるのじか知らないかといふうに、またわれわれも、無理じゃないかというような考へ方に出てきているわけです。

それから、次は土地収用に対する事業認定に対して意見を求められ、それに對して昨年の九月二一日付で意見書を出しているわけです。それは十七カ条にわたる意見書であります。十七番目は絶対反対だということですから、内容的には十六カ条になるのですが、この意見書をよく検討されたかどうかといふと、大体で、そこで、もし検討されたとするならば、この筑後川の洪水防止のための方法では、——これは室原氏も大学を出ておるし、東京にも一ヶ月くらいで、いろいろと研究されておるようですが、砂防治水事業でこれはできるといふような考え方があるわけなのです。そうすると、建設省側では、先ほど御説明があつたように、二千五百立方メートルの流量をするためたこの二つのダムを作らなければならぬ。ここに非常に対立の点があるわけですが、砂防並びに治水によって洪水の防止ができないものであるかどうか。こういう点についての検討をされたかどうか。されば、その点をお聞きしたいと思います。

ただいまの御質問は、説明をしたか
という点と、それから砂防ダム等によ
りまして筑後川の治水はできないもの
かどうか、こういう二点だらうと思いま
す。これらの計画につきましては、
小国町というのが今の中でもございま
すが、昭和三十二年八月十七日に小学
校におきまして説明会を催したわけで
ござります。その後におきましても、
さらに説明する意図のもとに開催方を
町議会に申し入れたわけでござります
が、地元の方々の絶対反対で、聞く必
要なしとうような決議のために機会
を得られなかつた。しかし、そのほか
の四ヵ町村につきましては、説明会等
にも出席をいたしまして、御説明を申
し上げておるわけでござります。内容
につきましては、筑後川の計画につき
まして御説明をいたしまして、御協力
をいただきたい趣旨のものでござい
ました。

それから、砂防ダムによりまして筑
後川の治水はできないかといふことで
ございますが、なるほど、土砂の流出
の問題につきましては砂防等を行なう
ことは必要でございますが、御承知の
ように筑後川の水源地帯、特に大山川
等は非常に雨の多い地帯でございまし
て、御承知のように、昭和二十八年の
六月におきましては、大体一週間弱の
期間におきまして千ミリ以上の雨が
降つております。そのために筑後川に
大出水が起こりまして、四十ヶ所の
破堤を招いたわけでございまして、こ
れらもいすれも堤防の上を大量に水が
越しまして破堤いたしたような状況で
ござります。砂をとめることはもちろ
ん必要でございますけれども、砂防ダ
ムにありましては、水を調節すること

は、これは大量に調節することはできぬわけでございまして、両方相待つてやらなければ筑後川の治水はできませんといふるな観点に立つてゐるわけでございます。砂防ダムをやりますれば、なるほど下流の河床の安定はできなわけでございますが、河床の安定はできましても、それ以上の水が上流から参りまするならば、また二十八年のような大災害を受けなければ、二十八年のよだれの根源を絶つことができないというのが実情でござりますので、それらの点につきましてもできる限り説明をいたしまして、御了解をいたたく努力はいたしているのでございますが、先ほどのような次第で御説明ができなかつたときましては、機会が得られましたのは十分御説明をいたしまして、御納得をいたぐるような処置を考えたいというふうに思つてゐる次第でござります。

強引な処置がとられた。そこで、その後は建設局の方でも、一生懸命朝かけたり夜中に行ったりしたけれども、もうそのときはおそいのです。ですから、児玉君も質問しましたが、どうしても個々にやらなければならぬという点とか、それからだいま簡単に砂防ダム、治水の問題についても局長からお聞きしましたが、こういうような点は詳しく述べたが、何かにしてやればできるのじやないかと思います。それをたゞ、会つてから話す、会つてから話すと言ふものだから、何をやつてないじやないかということになります。こういうようなところにも大きい誤解が生じているのじやないかといふに思われます。

ただ、これは現段階で言うべきことじやないかもしませんが、松原ダム、下筌ダムと、二つのダムが同じ時期に、同じような状態で交渉が開始されているわけなんですが、松原ダムの方は、その水没家屋等がむしろ下筌よりも多いわけですから、松原ダムの方では、そういうことならやむを得ないだらうというところまできているわけなんです。一方の方は、もうこれは今会わぬというだけではなくて、去年あたり私も九州に参りました際に、よくひざを交えて話せば非常にりっぱな方だからわからぬはずはないからということを言って、地建あたりにも話したのですけれども、なかなか会いやしない。御親戚の人にも聞きましたが、これも会いやしないと言ふのです。私が同じ九州でありますので、実は私も大臣という立場でなくて、一個人の村上として一つお会いしたいと思つたのです。私もようどあなたの今の御意見のように、また地元の人の考えられるように、あの二十八年大災害のあと、すぐあの地点にダムを作らうといふことを建設省で――当時の局長は今米田參議院議員だらうと思いますが、そういう相談を受けたときに、私はもうまつこうから反対した。といふふうに思ひます。

たとえば消防施設を完璧にならしめて、静水を流して、あるいはまた堤防等を上げたりなんかする方法を講じて、一洪水出たから、一つ犠牲者が出たから、すぐ村をつぶしてしまえといふような、そんな措置は私は絶対反対だ。こう言って、私もその当時反対した一人であります。これは廣瀬さんも私と同じところですが、廣瀬さんも同じ気持であった。ところが、その後建設省で詳細に、微に入り細にわたって計画を立て、あるいはそういうような観点から防災ということについて学者の意見等も聞いて、いろいろやつた結果、どうしてもこれだけのことはしなければならぬということに到達したので、その後私も、これはやはり権威ある技術者のやることをわれわれ政治家が、ただ単にわかりもしないであれは反対、これは反対ということもできなさい。それから、その後米田君に会っていろいろ聞いてみると、なるほどこれはやっておかなければ大へんだ、こう思つて、私も多少のダム等に経験はござりますけれども、まつこうから反対した一人であります。それが、結局県の方が相当犠牲者も多いだけれども、私は犠牲者の方も、村長もあるいはあの地区の人たちみな知つておられます。が、その人たちが、歸ればいろいろ陳情に来ますけれども、私はこれなんだが、しかしこれはどうしても、いわゆる最大多数の人たために、やはり少數の人が、こういう場合にはやむを得ない犠牲を払わなければならぬだ

る。しかし、国家が補償する場合に、その国家補償等については最大限の補償をしてもらわなければいかぬ、というようなことを言つて慰めてきております。

ところが、今この一方の言ふことが、かりに技術的観点から絶対にこれ以外ないといふのに、今度はまた一方がこう言ふからといって、その方に耳をかして、この方は取りやめよう、そりとして松原だけやれ、そしてもう少し高くするからといふことを言ふと、今度は松原の方の、今せつかくまげて了承願つてあるところが、そんなことならおれの方も反対だ、こういふことになりますと——そういうおそれがなきにしもあらずであります。——そういうことになると、多數の人の生命、財産を守るべき日本の公共施設といふようなことも、それを遂行することが非常に困難になる。こうなれば何やらわからなくしまうので、どこか別の地点があれば別であります。しかし、その地点がないことであるのですから、その人たちはやはり私と同じしろうとですから、たどい学問があつてもしろうとにわかるようにはよく説得する必要があるうと思ひます。でありますから、ただいまの御意見のように、そういうことをお示しすることが、私はまず第一だらうと思っております。これは、さつそく私どもの方でその手続得のいくような、理論的にこうであるといふりますから、一つ御了承願いたいと思います。大体現地には「松原下筌両ダム計画の手引き」というものは差し上げてあるはずであります。何も

かも受け取つてくれなかつたり、会つてくれなければこれは別でありますけれども、大体関係者は十分御承知のことだと思っております。ただ、下筌の方で徹底しないところがあろうと思いますが、その点十分われわれの方でも努力をいたしたいと思います。

○坂本委員 ただいまの大臣の御説明で、少し違つた点は、実は室原さんなんかの志屋部落の水没するのは松原ダムで水没するのです。その部落の上に志屋部落といつても広いのですから——その部落の上に今度下筌ダムができるのです。そこで、それはなにか、私はしろうとですが、まだ四十五メートル水深があるらしいのです。しかし、そこが場所がいいというので、下筌にやる。下筌のダムができると、その志屋部落のうちの半分くらいと、それから大分県の方の部落が水没する。こういうわけになつてゐるのですね。それで、松原ダムについては全然異論がないということではなくて、松原ダムのダム・サイトができる、あそこの場所を測量するについては異論がない。しかし、それも多少認識不足の点は、これはまだボーリングを入れて、そして穴を掘つて岩壁を検査した上でなければほんとうにきまるのでないのだから、ここが悪ければ変更になるかもしれない、こういう話があるからです。ところが、よく聞きますと、もつとも、松原ダムもここにやることはきまつてゐるのだ。ただ、ダム・サイトを作る関係で、岩壁とかいろいろなのをやる

ために横穴を掘つたり、ボーリング等を入れたりするのだ。こういう点でも、官僚からわれわれはごまかされておなじような考え方、地元に行けば非常にあるわけなんですよ。

そういうふうな点で、手引きといふようなものも、われわれ行つたとき、そういうのがあれば、一部でもあらねばあればですが、それは資料として、わななかつたのですから……。やはり意見書の十六カ条は十分検討しなければならぬ点だ、こう思うわけなのです。

それは今大臣がおっしゃいましたから、そうすることにしまして、次に、昨日、三月末までの測量延期と、どうなつたか、大臣が言わされましたから、問題は一ヶ月延びたわけなのですが、今土地収用法の十一条と十四条の関係で、建設省は強引に強制立ち入りと申しますが、測量とあれをやろうとしておるわけです。そこで一番問題は、あそこでの建造物が——昨年強引に伐採してそのままほつたらかしておったから、それを横に積みまして、あそこに十一軒かの家、物置きとか集会所その他ができるわけです。この点も、強引にこれを取り払つて、そうして穴を掘るのにはダイナマイトもやらなければならぬですから、爆発物の取り締まり関係もあるわけです。そういうふうな方にすいぶん違反した、強引なやり方がとられようとしておつたわけですが、その点について中央では十分認識されておりますか。

なお、土地収用法の十四条で木を切るとか、あるいは、かきをくすぐるなど、いいはいいけれども、建造物の場合は別な処置をとらなければならぬのじやないりますか。

いか。こういうふうにも考えられるのですが、その点については、建設省の方ではどういうような事実を把握しておるか。そろして、地盤で強いてやろうとした点がいいか悪いかと、う点についての御説明を願いたい。

○開盛政府委員　ただいま土地収用法の関係についての御質問でございまして、たが、私、計画局長でございまして、土地収用法の所管をいたしております。今の御質問の前に、今回のダムにつきましての工事の実施のための地盤建設局からの土地収用法の事業認定の申請書につきましては、昨年九月に建設大臣あてに提出されたのでございまして。先ほど地元の意見書の提出が九月というふうに拝聴いたしたのでございましたが、土地収用法の起業者の側からの認定の申請書が九月でござります。その後内容につきまして、計画局といたしましてはいろいろ検討いたしましたが、とりあえずこれについての地元の意見を聞くために、事業認定の申請書を地元縦貫をいたしました。それが本年一月二十日ころでござります。それに対しまして、地元縦貫の結果、地元の利害關係人の意見、ただいま先生のお話の十七ヵ条の意見といふものに該当するような大部の意見書が建設省に到達いたしましたのが、ちょうど二月中旬ぐらいであつたと思ひます。この意見書は、たゞいまお述べになつまつたよないろいろな問題を含んでおりますので、従つて、土地収用法の手続方に従いまして、まずこの意見書は、ダムをここで特定する必要があるについての地元に対する弁明書を関係行政機関として求めなければいけません。

従つて、これは土地収用大臣としての問題じやなくして、事業所管大臣としての弁明書をとるべく河川局に送付いたしましたのでござります。それが今日までの土地収用法関係の手続の進行状況でござります。

それから、ただいまの御質問は、土地収用法に基づきまして、起業者がいわゆる事業準備のための立ち入りの問題でございまして、土地収用法の十四条におきましては、いわゆる当該起業者が地域について立ち入りをしなければならないというときには、知事または市町村長の許可を受けました場合におきましては、障害物等調査のために必要なものを除去するというところの一つの権限を取得するわけでございまが、これは事業準備の段階でござりますので、やはり障害となるべき樹木とか、かき、さく等、こういうことになつております。居住の用に供するような、つまり家屋とかそういうもののが、法律の建前といたしましては入らないことになつております。事実問題として、あの地域に建つておつたところのものがそういう意味の家屋であるのかどうかということについては、私たち現場を見ておりませんからわからりませんが、法律はそういう形になつております。そういうことで、実際の調査の立ち入り等の現実の行為につきましては、またその起業者の立場から御説明があることと思ひます。

そこで、強引にやられずには、延期になつたからあれですが、一ヶ月後においてはまた問題が当面の問題として起ると思うのです。そこで、調査しますと、本年の二月四日に國から室原知事が出でます。これに対しまして、室原、穴井、そのほかに、この指定の中には末松豊の地所があるわけです。この三人に県知事から出した許可書ですが、これが小国町長を経ておるわけですが、さらにこの立ち入りの点については、建設所長から通知が出ておるわけですが、それはこの二人だけに行つて、末松といらんには行つてないわけですね。そして、実際現場を見ますと、すでに樹木は切つてしまつて、その跡に建造物ができるおるといふようなわけで、この三名の土地の境界が実際はつきりしていない。これは図面をそこに持つてきておりますが、ただ図面を書いて、そうして一町五反はこれだけだというので通知をしてきたわけです。それで、さらにも室原、穴井から、ただこうやつてもらつてもどこが境界かどうかわからぬしゃないかといふのを、熊本県知事に申し立てをしましたから、熊本県土木部長から、大体三十一年に作った図面と、それから試掘、試錐個所は、番地を、室原の方は五千八百二十番の二のうち山林八千八百二十五番、五千八百二十六番の三、五千八百二十七番の一、同番の二、同番の三、五千八百二十八番の一、同番の二、五千八百三十番の二のうち山林八千八百二十九番の一、同番の二、同番反五畝五歩、こうなつておるわけですね。そこで、それでは熊本県の方は、

こういふに番地をあげて何反戻り地所をはかつたか。しかもこの面の中にはもう一人の所有者がいるのが非常な大きい主張になつておるのあります。ですから、こういふ仮処分に対しでは、裁判所は口頭弁論を開いて慎重に審議してやらなければ、画面そのものがでたらめだし、宅地の所有者の所有坪数なんかでたらめである。こういうことになつておるわけです。さらに、今度この反対者の室原、穴井、それから末松、この三名から家屋の占有保全の訴え、これは民法の百九十九条による訴えなんですが、これが出されておる。そういうふうな関係になつておるので、これは強引にこういうことをやるべきでなくて、この土地取用法の施行について根本的な法的の欠陥があるわけなんです。だから、こういうよくな問題については、双方から仮処分の申請並びに訴えが出ておりますが、これはやはり裁判所で実地検証するなり、あるいはその実地の現場で証人等も呼んで、そして裁判で解決して、何といいますか、納得というところまでいかぬにしても、そういう裁判によるところの結論が出た上で強行すべきじゃないか。こういふふうに考えるわけですが、この点についての大臣の所見はいかがですか。

○村上国務大臣 一応認定を受けておりますので、その必要はないと思いまして、仮処分の申請は、建設省と反対側の訴えは残るわけなんですね、ましては昨日取り下さました。

それとその仮処分は、そこで、これはやはり大臣も行かれなかつたのです。が、今になつて行つて、説明するから集まれ、聞けと言つても、これは聞くくらうな状態ぢやないし、現場に行つてみればわかると思うのです。そこで、これは三月の末までになつておるのであります。が、われわれとしては、これは裁判所の判決によれば、どちらが勝つても負けたとしても、一つの合理的な解決になるわけですから、その処置を促進してやるよりほかにはないのぢやないかといふうにも考へるわけですが、そういう点も御考慮願つて、なおあとの方がござりますから、この問題はもう少し書面は検討して出されると言われましたが、その内容その他について、また現場との折衝、こういう点について、また土地取用の問題についても、一時間もあればもう少し御答弁願つて解明できると思ひまするが、本日はこれで中止しておきたいと思ひますので、ぜひ一つ……。

発の問題について、反対者側が言わねるよう、砂防ダムあるいは治水、ほかに何も目的はない、あとは九電を止めさせただけだというような点を耳をかきなればならないし、この点も十分考慮されて、少くとも警察官の擁護によつてあの地質の調査をするといふことは、とうてい實際上はできないと思うのですから、一つ十分に慎重にやつていただきたい。

なお、その前に委員長にお願いがあるのですが、私はもう一度このことについて機会を与えていただきて、國民のために御質問したいと思っておりますから、そのことをお願いして、本日の質問はこれで打ち切ります。

○羽田委員長　ただいまの坂本君の御希望に沿うようにいたします。

三鍋義三君。

○三鍋委員　久しぶりで建設大臣の御出席を得まして、委員一同心から喜んでおります。

そこで、委員長に、今後のこともあるから善処をお願いしたいと思うのですが、私は審議を効果的に、能率的にやつしていく意味におきまして、この運営といふものを考えていただかなければならぬのではないか。と申しますのは、大体三十五年度の予算が出ましたら、この予算に対するところの総括的な質問をやる。それから各部局の部分的な、総括的な質問に入る。それを二、三日か四日くらいで切り上げて、あとまた臨時法案の審議もありますが、長い期間において、それぞれの問題点をまた個別的に取り上げていく、こういう工合にした方が非常に能率的になるだろうと思います。また各局長さんも、ずっと、いつ質問があるかわ

からないのでここに朝からおるといふことは、非常に実行予算編成の重要なときにおいて大へん非能率的だと考えます。そこで、大臣は非常にお忙しいので、予算委員会その他にも出なければいけないらしい。いろいろな党の方の仕事もあるし、事情もよくわかるのです。が、こういう点は一つ御勘案下さいまして、最初の一、二、三回目は何とか都合して、ぜひ大臣にお聞きしたいといふ問題を一つ切り上げていく。あとまた随時御出席を願つて、必要でないときはかの方でそれそれでやつていただき、こういう工合にやつていった方がいいのじやないかと思います。大臣がおいでにならないものだから、自民党的な階堂委員としても、各委員にいたしましても、みんな質問を保留してそのままになつておられるわけです。それで部分的な問題に入つておる。そういう形になつておりますので、やはりみんなに十分その職務を遂行してもらおう上からも、今後の審議の上において、委員長はこういう点をぜひ十分考慮を入れていただきたい。私はこのように思いました。

そこで、そう言いながら私の質問が部分的になるわけであります。これには総括の中やりたい、こう思つておつたのですが、ことしほ大臣その他与党的各委員の方によつて二千九十六億という膨大な建設予算、当初予算に比して三百三十九億といったような増になつたわけあります。これに対しましてもいろいろ批判があるわけです。こんなことでふやして、そして予算がふえたからいいといったものではないと思うのです。これは、平時においてこう

いう熱意が予算の面においても示され、初めて治山治水、そして人命その他國土の保全という点から大きな役割をなすのであります。大きな災害を受け、そうして仕方なしに、のつびきならぬでこういう予算を組むのでは、ほんとうにやはり血税の浪費だ、こういわれても仕方がないのではないか。しかし、大臣の災害に対する熱意は各委員ひとしく認めるところであります。これは党派を超えて心から敬意を表するわけであります。

そこで、この膨大な予算が組まれたのであります。要は、二階堂委員も御質問になつたと思いますが、これをどうして効果的に、効率的に生かして使うか、こういうことになるわけですね。それについては、機構改革の問題から、いろいろあるわけであります。が、これらの点は必ずしもまた建設当局の考へておられるようになつていなければ、事業を完成する上におきまして最も重要な点の一つであるところの定員問題、これにつきまして大臣の御所信、そして御決意をお尋ねしておきたいと思うであります。この定員法の問題は、これを生かすか殺すかは、何といいましても現場で働く人々の能力によつて、その不合理を何とかしなければならぬという熱意は一致しておるわけです。また、毎回国会におきまして、官房長は今度こそこの改正を出します。

ということを言っておられるわけですか。というのは、その必要性を認めています。おられるからだと思うのです。そこで、ことしは百四十八名ほど増えたのですが、こういうことをされたのでは困るのです。この前の根本建設大臣のときに四百七十何名だったか――現場では一生懸命同じことをやつておりますが、どうなっておりまます。そこで、ことしは百四十八名ほど増になつておりますが、こうなつたのは、この前の根本建設大臣のときに四百七十何名だったうけれども、しかし同僚のことを見ると、自分だけいい立場に立つといらことは、心からやはり満足しておらないだろうと私は思うのです。そういうことが現場においてどういう影響を与えるかということを、やはり考えなければならぬのではないかと思います。定員内準職員とか、あるいは常勤的非常勤職員とか、何かわかつたようなわからぬような名目で、やることは定員内の職員と同じことを責任を持ってやらしておる。日給である、あるいは二月の契約であるということになつておりますが、これではあすの命はどうなるかもわからないという現実に直面して、その人たちはほんとうに全生命を打ち込んでその事業に携わることができるかどうかということは、だれだって自分自身に立つてみれば明らかであります。私たちにしてみれば、もういつ解散があるかということになれば、落ちついて慎重に勉強して委員会でやるということは、何ぼやううと思つてしまふ。それと同じことで、やはり一生懸命にできるんだといふ希望を持つて仕事を当たらせるが当然らせないかということころに、この予算を生か

すか殺すかの大きな根元があると思うのです。やつておることは同じことです。
そこで、どうですか、全部定員にしてしまった場合にどういう弊害があるのか。いろいろ問題点があると思いま
すが、これは制度調査会あたりでも一番困つておる問題だと思うのですが、この点につきまして、大臣、官房長、
会計課長でもよろしいのですが、準職員、それから常勤的非常勤職員なん
て、よくわからぬですな。これは、全部やつておることは同じことをやつてやつておるのでね。同じ責任を持つてやつておるの
です。給料その他の関係は、定員と同じような待遇を受けておる。なぜこれが定員化されないか。定員の
ワクに縛られておるということはわかつておりますから、その他において、どうしてこれができないか御答弁願
いたい。

たしましても努力しておるところであります。昭和三十五年度の予算に引きまして、定員化につきましては、いろいろ議論があつたのでござりますが、今後とも関係の行政機関において引き続いて検討を続けまして、いずれよい結論が出されるものと期待しております。

建設省といたしましては、ただいま大臣からお話をございましたように、今後とも関係行政機関と折衝を統べて、ぜひともなるべく早い機会に全局定員化の実現をはかりたいと努力しております。

○三鍋委員 私、先ほど質問したのは、なかなかできないところに何か陥落があるわけですね、どういうところが陥落となつておるかということです。と申し上げますのは、私もわかつておるのですよ。わかつておるけれども、やはり責任ある当局として、はつきりとこういう問題で、そうしたいだけれどもなかなかできにくんだ、相當に年数をかけておるができにくんだという、その点をお聞きしたいのです。

○志村政府委員 定員外の職員には、いわゆる常勤職員と、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、常勤的非常勤職員の二種類あります。常勤職員の定員化につきましては比較的順調に進んでおりますが、常勤的非常勤職員の定員化についていろいろ問題があるわけでございます。と申しますのは、その職務の内容とか勤務の形態が、はたして本質的に定員内職員と同じでありますかどうかというふうな問題等があります。まして、これは各省々によりまして若干の相違があるわけでございます。

そこで、建設省といたしましては、昨年におきまして職務の内容と勤務形態が定員内職員とは同一だといふ常勤的非常勤職員を、明確にする必要があります。それで、登録制度などを作ります。明確にその辺の区別をけまして、この分だけ定員化してくれというような要望を統けておるわけであります。これは私ども建設省についは割合はつきりいたしておりますが、各省については私もその点よく承知しております。その辺のニュアンスの問題が問題点になっているのじやなかと私ども考えております。

本さんのときの話をちょっとと先ほど出したのですが、四百幾ら、そうすると定員化される人はいいけれども、あとに残される人は非常に不満がそこに残るわけであります。そこで、定員化されないで残される方と、定員化されようという立場にある人たちが一緒に残って、そういう弥縫的な、一部だけやるといややり方だつたら現場にまずい空気ができるから、全面的にお断わりしようという声さえあるのは、大臣はどう考えておるか。そんないやなものがならやめてしまえと、すばっと言われたことがあるのですが、これでは話にならないのでありますて、私はやはり、同じことをやつているのに差別をつけていいるところに問題があるのであって、この点はもう少し真剣に、もう少し能率的に解決をしていただくよろにお願いをしなければならぬと思うのであります。

そこで、大臣に伺いますが、何か聞くところによりますと、これはいろいろ問題があるから、いつ定員のワクをはずしかやつて、三公社五現業式の

こと、あるいは意見も出まして、各省に意見調整をされておるということを聞くのであります、この点につきまして御答弁をいただきたい。

○村上国務大臣 定員外職員の定員化につきましては、建設省が従来から一番熱がかかるておるそとであります。

私はただいまの御意見のように、同じ待遇で、少なくとも一つの説りを持つてその事業に、あるいはその職域に從事するということが最も好ましいと思いますので、どうしてもそういうように一刻も早く全員を定員化したい、か

よろしく思つております。去年も十三、三百名ばかりに定員化されたのであります。それらの点につきましては、今お説のように、同じ立場である者が一人は定員化された、ところが他の者はされなかつたというようなことがあつてはなりませんので、なるだけ全員をそういうふうなことにしたい、こう思つております。

たゞいま、三公社五現業のような工合に建設省をしたらどうかという意見が出ておるということになりますが、そういうふうわざも、私よく耳にいたしております。しかし、これは各方面ともいろいろ非常に緊密な関係がありますので、今まで検討しておる段階であります。

この問題につきましては、現場の人々から非常な切実な要望があるのです。名刺に肩書きが書けないのです。日始だから、あるいは二ヶ月後の運命がわからぬから。それがために、建設省に勤めておられるながらといふことで、全然問題にならなくて、破談になつたといふこともあるのです。これは当人にしてみますと、私は非常に切実な問題だと思うのであります。大臣のお話を聞きますと、全員を定員化するよう努力したい、このようにおっしゃっております。大臣は非常に温厚な人柄であります。下の局長、課長さんも喜んで働いておられる。これはやはり大臣の理解があるからであります。そういう意味におきまして、何とかしておの安定といふものを与えて、そして全身全霊を自

分の仕事に打ち込める体制、これがこの膨大な国民の血税を治山治水対策に、国土保全、災害予算として今度大きくクローズアップされたこの予算を生きかねが殺すかの問題であります。

一つ大臣の熱意で、何とかこれを全員をまかなうということになります

と、これは地方財政に及ぼす影響が非常に大きいのでありますて、また感情的いろいろの問題もあると思いますので、この点、うわざに乗つておる程度でありますけれども、十分御検討願ります。私たちには全員定員化という大臣の御答弁の方向を心から願つておるわけであります。この上とも一つ大臣の御熱意と御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○羽田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

昭和三十五年三月一日印刷

昭和三十五年三月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局